

## 昭和二十七年農林省令第三十九号

## 主要農作物種子法施行規則

主要農作物種子法（昭和二十七年法律第三百三十一号）第三条第二項及び第五条の規定に基き、主要農作物種子法施行規則を次のように定める。

（指定種子生産ほ場等の指定申請）  
**第一条** 主要農作物種子法（以下「法」という。）第三条第一項又は第七条第二項の指定を受けようとする者は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる期日までに、別記第一号様式による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

区分	期日
稲	毎年二月末日
春まきの大麦、はだか麦及び小麦	
大豆	
大麦、はだか麦及び小麦（これらのうち春まきものを除く。）	毎年八月三十一日

(証明書の様式)  
**第二条** 法第五条（法第七条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）のは場審査証明書の様式は、別記第二号様式のとおりとし、法第五条の生産物審査証明書の様式は、別記第三号様式又は第四号様式のいずれかのとおりとする。

**附則 抄**

1 この省令は、公布の日から施行する。

**附則**（昭和二十八年五月二一日農林省令第一九号）  
 この省令は、公布の日から施行する。

**附則**（昭和三十一年一月一九日農林省令第五九号）  
 この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

**附則**（昭和三十三年二月二三日農林省令第六一号）  
 この省令は、昭和三十四年一月一日から施行する。

**附則**（昭和三十五年六月二九日農林省令第二二号）  
 この省令は、公布の日から施行する。

**附則**（昭和五十四年六月二三日農林水産省令第三二二号）  
 この省令は、公布の日から施行する。

**附則**（昭和五十七年四月九日農林水産省令第一四号）  
 この省令は、公布の日から施行する。

**附則**（昭和五十九年五月二四日農林水産省令第二三三号）  
 この省令は、公布の日から施行する。

**附則**（昭和六〇年八月二四日農林水産省令第四二二号）  
 この省令は、公布の日から施行する。

**附則**（昭和六一年六月一〇日農林水産省令第二九号）  
 この省令は、公布の日から施行する。

**附則**（平成元年六月六日農林水産省令第二七号）  
 この省令は、公布の日から施行する。

**附則**（平成一〇年三月三一日農林水産省令第一八号）  
 この省令は、公布の日から施行する。

**附則**（平成一二年一月三一日農林水産省令第五号）  
 この省令は、公布の日から施行する。

**附則**（平成一二年四月一日から施行する。）  
 この省令は、公布の日から施行する。

**附則**（平成一二年四月一日から施行する。）  
 この省令は、公布の日から施行する。

**附則**（平成一二年四月一日から施行する。）  
 この省令は、公布の日から施行する。

**附則**（平成一二年四月一日から施行する。）  
 この省令は、公布の日から施行する。

**附則**（平成一二年四月一日から施行する。）  
 この省令は、公布の日から施行する。

**附則**（平成一二年四月一日から施行する。）  
 この省令は、公布の日から施行する。

**附則**（平成一二年四月一日から施行する。）  
 この省令は、公布の日から施行する。

**附則**（平成一二年四月一日から施行する。）  
 この省令は、公布の日から施行する。

**附則**（平成一二年四月一日から施行する。）  
 この省令は、公布の日から施行する。

**附則**（平成一二年四月一日から施行する。）  
 この省令は、公布の日から施行する。

**附則**（平成一二年四月一日から施行する。）  
 この省令は、公布の日から施行する。

**附則**（平成一二年四月一日から施行する。）  
 この省令は、公布の日から施行する。

**附則**（平成一二年四月一日から施行する。）  
 この省令は、公布の日から施行する。

**附則**（平成一二年四月一日から施行する。）  
 この省令は、公布の日から施行する。

**別記第一号様式（第一号関係）**

指定種子生産は場（指定原種は、指定原種種は）指定申請書 平成 年 月 日

都道府県知事 署名 申請者 住所 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 印

主要農作物種子法第三集第一項（第七集第二項）の規定による指定種子生産は場（指定原種は、指定原種種は）の指定を受けたので、同条第二項（同条第三項において準用する同条第三集第二項）の規定により申請する。

1 指定を受けようとするは場の所在地及び面積並びに当該は場において生産しようとする主要農作物の種子の種類及び品種の名称

区分	所在地	は場の面積	生産しようとする主要農作物の種子の種類名	同品種名

- 2 農林部長の届出
- 3 主要農作物の採種に関する経験
- 4 主要農作物の採種のために利用する施設及び機械
- 5 その他

備考

- (1) 申請書は2部提出すること。
- (2) 1に記載する事項は、は場と農とに記載し、所在地は、番地まで記入し、面積は、実測面積によること。
- (3) 3の主要農作物の採種に関する経験については、自家採種以外の採種についての経験の有無並びに経験がある場合にあつては、採種に係る主要農作物の種類、採種の田数及び場所を記載すること。
- (4) 5のその他には、申請者が委託を受けて主要農作物の種子を生産する者である場合にあつては、委託者の氏名及び委託条件を記載すること。
- (5) 5を自署する場合には、押印を捺印することができる。
- (6) 本様式による申請書に代えて、都道府県が定めるところにより、電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずる物による申請を行つても差し支えない。



## 第2号様式（第2条関係）

## ほ場審査証明書

平成 年 月 日

審査請求者 住所

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

都道府県

印

下記の指定種子生産ほ場（指定原種ほ、指定原原種ほ）において生産される主要農作物の種子（原種、原原種）は、主要農作物種子法第4条第5項（第7条第3項において準用する同法第4条第5項）の規定に基づくほ場審査基準に適合すると認められるので、この旨証明する。

## 記

種類	品種	ほ場所在地	見込収穫面積 (a)	見込生産数量 (kg)	備考

## 備考

この証明書は、ほ場審査が終了した後、審査請求者ごとに作成して交付する。



**第3号様式**（第2条関係）

表面（用紙の大きさは、縦6センチメートル、横12センチメートル以上とする。）

◎	第 号	生産物審査証明書	
	区 分		
平成 年 月 日 都道府県 印			

裏面

◎	審査請求者 住所	氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）		
	種類		品種	

備考

- (1) 表面の番号欄の記載については、各都道府県が交付するこの証明書の枚数に応じて一連番号を記載すること。
- (2) 表面の区分欄の記載については、一般種子（指定種子生産ほ場において生産された種子をいう。）、原種又は原原種の別を記載すること。



**第4号様式**（第2条関係）

（用紙の大きさは、縦10センチメートル、横12センチメートル以上とする。）

第 号 生産物審査証明書			
区 分			
審査請求者 住所 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）			
種 類		品 種	
平成 年 月 日			
			都道府県 印

備考

記載上の注意は、第3号様式の備考に準ずる。